

船橋市精神保健福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における精神障害のある人が、地域の一員として自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進し、市民の精神保健の増進に寄与するため、船橋市精神保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 精神保健福祉活動の推進に関する事。
- (2) 関係機関、関係団体等との連携及び協力体制の整備等に関する事。
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉施策に関する事。

(委員の定数及び構成)

第3条 協議会は委員20人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 船橋市医師会の代表者
- (2) 精神科医療機関の代表者
- (3) 訪問看護事業所の代表者
- (4) 家族会の代表者
- (5) 精神保健福祉関係機関・団体の代表者
- (6) 就労関係事業所の代表者
- (7) 関係行政機関の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条の規定に基づき委嘱又は任命された委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に定める事項を検討させるため、次の部会を置くことができる。

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会
- (2) 事業推進部会

2 部会は、会長が指名する委員及び関係機関等から推薦された者（以下「部会委員」という。）で構成する。

3 会長は、部会長を指名できる。

4 部会長は、部会を総括する。

5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

（秘密保持）

第8条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（災害補償）

第9条 委員及び部会委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、保健総務課において行う。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の船橋市地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第1項の規定により委嘱されている地域精神保健福祉連絡協議会の委員である者は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）において改正後の船橋市精神保健福祉推進協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項の規定により精神保健福祉推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱の地域精神保健福祉連絡協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。